⑵　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成18年度以降に、元請として完成、引渡しが完了した建物の新営工事（工種が建築一式でＣＯＲＩＮＳ登録されたものに限る。）で次の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　構造種別　鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造

②　階数　３階（層）建て以上

③　施工面積　延べ面積2,700㎡以上

④　用途　教育・研究施設、病院・診療所、社会文化施設、又は行政施設

⑸　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する監理技術者を配置できること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　建設業法施行規則第18条の２に定める経営事項審査を受審していること。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次の㋑、㋺の要件に該当する者のうち、下記⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋑　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋺　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点、「加算点」は最高41点とする。

②　「加算点」の算出方法は、下記⑶①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　企業の信頼性・社会性
・ワーク・ライフ・バランス等の推進

②　企業の高度な技術力
・ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
・工事全般の施工計画

⑷　受注者の責により、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒739―8512 広島県東広島市鏡山一丁目２番２号　広島大学財務・総務室施設部施設企画グループ施設経理担当　電話082―424―6107（直通）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和３年９月27日（月）から令和３年10月18日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。本工事においては、参加に必要な資料は全て本学ＨＰよりダウンロードすること。
https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/contract/shisetsu
また、図面等については、入札説明書に従って購入するものとする。

⑶　申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法　令和３年９月28日（火）から令和３年10月18日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。上記⑴に同じ。電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は上記⑴に持参すること（郵送又は託送並びにファクシミリによる提出は認めない。）。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　令和３年11月24日（水）から令和３年12月２日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。上記⑴に同じ。持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、令和３年11月24日（水）から令和３年12月２日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで（ただし、最終日の12月２日（木）は、11時00分まで。）。電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は上記⑴に持参すること（郵送及び託送による提出は認めない。）。
開札日時　令和３年12月３日（金）10時00分
開札場所　〒739―8512 広島県東広島市鏡山一丁目２番２号　広島大学中央図書館Ｂ１Ｆ施設部にて行う。（電子入札システム）

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行等若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。